行政文書の廃棄に関する意見聴取について

1 今回意見を求める廃棄対象行政文書ファイルについて

(1) 平成28年度までに保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、有識者による 現物確認で時間の都合上確認できなかった廃棄対象行政文書ファイル(前回、平成 29年度実施現物確認の積み残し)。

【廃棄対象行政文書ファイル数等の件数】

廃棄対象ファイル数	1,905
のうち、有識者が廃棄相当としたファイル数	1,341
のうち、有識者が意見を付すなど保留したファイル数	2 3 7
のうち、有識者が、条件付きで廃棄可としたファイル数	4 0
のうち、施行規則第6条第5号該当による移管ファイル数	5 5
のうち、有識者の現物確認が終了してないファイル数	2 3 2

(2) 平成29年度末までに保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、保存期間満 了時の措置が「廃棄」となっている行政文書ファイル。

【廃棄対象行政文書ファイル数等の件数】

廃棄対象ファイル数	50,215
のうち、有識者が廃棄相当としたファイル数	47,876
のうち、有識者が意見を付すなど保留したファイル数	0
のうち、有識者の現物確認が終了してないファイル数	2,339

及び には、平成30年10月誤廃棄分8冊を含む。

2 これまで行った手続

(1) 県民からの意見聴取(県政パブリックコメント手続)

意見聴取期間

平成30年9月7日(金)から平成30年10月9日(火)まで

意見聴取の方法

廃棄対象行政文書ファイルを、県のホームページに掲載するとともに、県庁情報 プラザ、各地域振興局等に備え置き閲覧に供した。

県民から提出された意見

0 件

上記1の(1)H28年度分については報告済みのため省略。

(2) 有識者による現物確認及び意見聴取

意見の聴取先

九州大学 三輪教授(記録資料館 産業経済資料部門 記録資料館)グループ 現物確認及び意見聴取(平成28年度以前分) 平成30年8月5日(土)から8月7日(火)まで及び 平成30年11月2日(金)から11月5日(月)まで 書類審査及び意見聴取(平成29年度分) 平成30年8月8日(水)から11月22日(木)まで 有識者から提出された意見 別添「有識者意見聴取結果表」のとおり

3 廃棄対象行政文書ファイル一覧

(1) 別添「有識者意見聴取結果表」 資料1-2

現物確認ファイル数 1,673冊

有識者が、廃棄相当と判断したもの(上記 と同じ)・・・・・<u>廃棄</u>

有識者が現物確認し、重要な文書として意見を付したもの・・・保留

有識者が現物確認し、当該文書ファイルの成果物(印刷物等)

が別途保管されていれば廃棄可能等との意見を付したもの・・・・条件付廃棄

施行規則第6条第5号該当により移管するもの・・・・・・・ 移管

(内訳等)

	H27 年度以前分	H28 年度分	合計
	ファイル数	ファイル数	ファイル数
廃棄相当 (廃棄)	3 0 8	1,033	1,341
保留	4 2	1 9 5	2 3 7
条件付廃棄	1	3 9	4 0
移管	0	5 5	5 5
現物確認前	0	2 3 2	2 3 2
計	3 5 1	1 5 5 4	1,905

(2) 別添 「廃棄対象行政文書ファイル一覧」 資料1-3、4

掲載ファイル数 50,215冊